いものを交付した場合において、法第四十六条の規定による請求をした被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、その被告人その他訴訟関係人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

4　裁判所は、法第二百七十一条の六第六項の規定により、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、若しくは当該部分の朗読の求めを拒んだ場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の六第六項の規定により、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、若しくは当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、被告人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

5　前各項の規定により氏名に代わる呼称を知らせる場合において、当該氏名について第百七十六条の二第一項の規定により定めた呼称があるときは、当該呼称を知らせるものとする。

（公判期日外の尋問調書の閲覧等の制限）

第百七十六条の六　裁判所は、法第二百七十一条の二第四項の規定による措置又は法第三百十二条の二第三項の規定による措置をとつた場合において、当該措置に係る個人特定事項（法第二百七十一条の五第一項（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。以下この条において同じ。）が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当し、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第百二十六条（第百三十五条及び第百三十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第一項の尋問調書を第百二十六条第二項の規定により閲覧し、又は同条第三項の規定により朗読を求めるについて、このうち当該措置に係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

2　裁判所は、前項の規定により、法第二百七十一条の二第四項の規定による措置若しくは法第三百十二条の二第三項の規定による措置に係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人又は弁護人の請求がある場合であつて、当該個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、被告人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

3　前項の規定により氏名に代わる呼称を知らせる場合において、当該氏名について第百七十六条の二第一項の規定により定めた呼称があるときは、当該呼称を知らせるものとする。

第百七十八条の七中「第二百九十九条の四第二項」を「第二百九十九条の四第三項から第五項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2　検察官は、法第二百九十九条の四第三項から第五項まで又は第八項から第十項までの規定により、被告人又は弁護人に対し、氏名に代わる呼称を知る機会を与える場合において、当該氏名について第百七十六条の二第一項又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称があるときは、氏名に代わる呼称として当該呼称を知る機会を与えるものとする。

第百七十八条の八第一項中「第二百九十九条の四第五項」を「第二百九十九条の四第十一項」に改め、同条第二項第一号中「第四項」を「第十項」に改め、同項第二号中「又は第三項」を「、第二項、第六項又は第七項」に改め、同項第三号中「第二百九十九条の四第二項又は第四項」を「第二百九十九条の四第三項から第五項まで又は第八項から第十項まで」に改め、同項第四号中「第二百九十九条の四第三項又は第四項」を「第二百九十九条の四第六項から第十項まで」に改める。

第百七十八条の九第一項中「第二百九十九条の五第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第百七十八条の十六を第百七十八条の十七とする。

第百七十八条の十五第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第百七十八条の十六とする。

第百七十八条の十四を第百七十八条の十五とし、第百七十八条の十三を第百七十八条の十四とする。

第百七十八条の十二第一項中「又は法第二百九十九条の五第二項」を「若しくは第二項又は第百九十九条の五第三項若しくは第四項」に改め、同条第二項中「第二百九十九条の四第二項」を「第二百九十九条の四第三項から第五項まで」に改め、同条を第百七十八条の十三とする。

第百七十八条の十一中「から第四項まで」を「、第三項、第六項若しくは第八項」に、「第二百九十九条の五第二項」を「第二百九十九条の五第三項」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第百七十八条の十二とする。

3　前項の規定により氏名に代わる呼称を知らせる場合において、当該氏名について第百七十八条の十第一項の規定により定めた呼称があるときは、当該呼称を知らせるものとする。

第百七十八条の十第一項中「第二百九十九条の六第三項」を「第二百九十九条の六第六項」に、「から第四項まで」を「、第三項、第六項若しくは第八項」に、「第二百九十九条の五第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　裁判所は、法第二百九十九条の六第四項の規定により、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて検察官がとつた法第二百九十九条の四第三項又は第八項の規定による措置に係る者の氏名又は住居の記載がないものを交付した場合において、弁護人の請求があるときは、弁護人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

3　裁判所は、法第二百九十九条の六第五項の規定により、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者又は裁判所がとつた法第二百九十九条の五第三項の規定による措置に係る者の氏名又は住居の記載がないものを交付した場合において、法第四十六条の規定による請求をした被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）の請求があるときは、その被告人その他訴訟関係人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

第百七十八条の十に次の一項を加え、同条を第百七十八条の十一とする。

5　前各項の規定により氏名に代わる呼称を知らせる場合において、当該氏名について前条第一項の規定により定めた呼称があるときは、当該呼称を知らせるものとする。

第百七十八条の九の次に次の一条を加える。

（呼称の定め等・法第二百九十九条の四等）

第百七十八条の十　裁判所は、検察官が法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置をとつたことについて同条第十一項の規定による通知があつた場合又は裁判所が法第二百九十九条の五第三項の規定による措置をとつた場合において、必要があると認めるときは、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者又は裁判所がとつた法第二百九十九条の五第三項の規定による措置に係る者の氏名又は住居に代わる呼称を定めることができる。

2　前項の規定により呼称を定めた場合には、検察官、被告人及び弁護人に対し、その呼称を通知しなければならない。

3　第一項の規定により定められた呼称がある場合において、その呼称を当該事件の訴訟に関する書類（判決書及び判決を記載した調書を除く。次項において同じ。）に記載したときは、第一項の氏名又は住居を記載したものとみなす。